

基礎研
レター24年9月末時点の経過措置適用
企業の進捗状況

～経過措置の適用は2025年3月から順次終了～

金融研究部 研究員 森下 千鶴
(03)3512-1855 mchizuru@nli-research.co.jp

東京証券取引所は、2022年4月4日の新市場区分への移行に伴い設置した経過措置について、当初は「当面の間」として終了時期を明確にしていなかった。しかし、2023年4月1日に改正規則を施行し、2025年3月以降に順次終了することが決定された。

2024年10月15日に東証が公表した経過措置適用企業の進捗状況を確認したところ、経過措置適用企業が全体に占める割合は7%だった。上場維持基準の項目別では、流通株式時価総額や時価総額の基準に未達の企業が多い。多くの企業は期限を2025年から2027年の間に設定しており、残された時間は長くない。基準達成に向けた取り組みを継続しつつ、期限内に基準を満たせなかった場合の対応について検討することも現実的に必要である。

■上場会社数に占める経過措置適用企業の割合は約7%

図表1は、東証の公表資料から市場別の上場会社数と上場維持基準への適合計画を開示した企業数をまとめたものである。直近の2024年9月末時点ではプライム市場上場1,641社のうち67社（全体の4.1%）、3市場合計では3,823社のうち269社（全体の7.0%）が経過措置の適用を受けている。

図表1 各市場に占める経過措置適用企業の割合

市場	2022年4月			2024年9月		
	上場会社数	経過措置 適用企業	経過措置適用 企業の割合	上場会社数	経過措置 適用企業	経過措置適用 企業の割合
プライム	1,838	295	16.1%	1,641	67	4.1%
スタンダード	1,464	209	14.3%	1,590	151	9.5%
グロース	463	45	9.7%	592	51	8.6%
3市場合計	3,765	549	14.6%	3,823	269	7.0%

（注）上場会社数は2024年9月30日時点（外国会社を除く）
基準日は売買代金は2023年12月末日、それ以外は2023年7月期～2024年6月期（事業年度の末日等）
（資料）東証資料から筆者作成『[計画期限一覧（2024年10月15日公表）](#)』

■流通株式時価総額、時価総額の基準未達企業が多い

図表 2 は各市場の上場維持基準に未達の企業を市場別、項目別に集計した結果である。

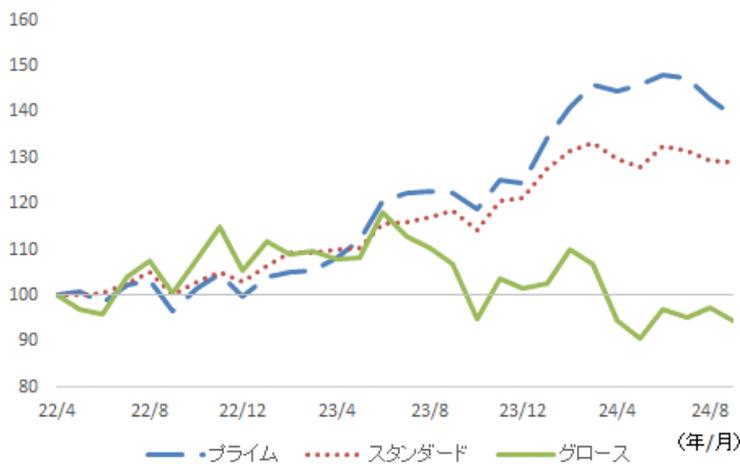
図表 2 流通株式時価総額、時価総額未達の企業が多い

市場区分	経過措置適用企業	株主数	流通株式数	流通株式時価総額	流通株式比率	売買代金	時価総額
プライム	67	0	0	51	16	3	-
スタンダード	151	3	1	98	60	0	-
グロース	51	0	0	10	20	0	24

(注) 基準日は売買代金は 2023 年 12 月末日、それ以外は 2023 年 7 月期～2024 年 6 月期（事業年度の末日等）
 (資料) 東証資料から筆者作成『計画期限一覧（2024 年 1 月 15 日公表）』

プライム市場とスタンダード市場では、流通株式時価総額が未達の企業が最も多かった。2024 年 1 月の東証公表資料と比較すると、基準未達の企業はプライム市場で 26 社（77 社→51 社）、スタンダード市場で 35 社（133 社→98 社）減少した¹。グロース市場では、時価総額が未達の企業が 24 社と最も多く、2024 年 1 月東証公表資料と比較すると 1 社（25 社→24 社）減少した。グロース市場の時価総額 40 億円以上という上場維持基準は、上場後 10 年が経過した企業が対象である。基準未達の 24 社について、2024 年 1 月から 9 月末の間の平均時価総額を確認したところ、時価総額 40 億円以上の企業は 0 社であった。図表 3 は新市場区分が開始された 2022 年 4 月から 2024 年 9 月までの各指数の推移をまとめたものである。同期間にプライム市場指数は 39.3%上昇したのに対し、グロース市場指数は▲5.4%下落した。海外投資家を中心にプライム市場上場の大型株に買いが集中しており、グロース市場上場の小型株には厳しい環境であったようだ。

図表 3 グロース市場指数はアンダーパフォーム



(注) 2022 年 4 月末を 100 として指数化、月次
 (資料) Datastream から作成

¹ 森下千鶴『23 年 12 月時点の経過措置適用企業の進捗状況～東証の要請に対応した経過措置適用企業は～』ニッセイ基礎研究所 基礎研レター（2024 年 01 月 29 日）

図表4は、2024年9月末時点までに基準未達企業が開示している最新の「適合計画書」をもとに、プライム・スタンダード・グロース市場の主な上場維持基準に対する進捗状況と計画期間を集計したものである。縦軸を赤枠で囲った数字は、各項目の上場維持基準である。オレンジ色で囲っているものは、各市場ごとに最も未達企業が多かった上場維持基準である。

図表4 経過措置適用企業の進捗状況



(注) 2024年9月末時点で直近の「適合計画書」に記載された基準日時点の状況 (適合見込みを含む)
 (資料) 東証 HP および各社開示資料をもとに筆者作成

■経過措置は2025年3月以降順次終了

各市場の上場維持基準に満たなくても暫定的に上場を認める経過措置は、2025年3月以降順次終了する²。2025年3月以降に到来する基準日から、全ての上市企業に対して本来の上場維持基準が適

² 森下千鶴『経過措置の適用を2025年3月から順次終了～東証市場再編後の課題～』ニッセイ基礎研レポート (2023年02月16日)

用されることになり、基準に抵触した企業は1年間（売買高基準は6カ月間）の改善期間が設けられた後、監理・整理銘柄に指定され、その後原則6ヶ月間で上場廃止となる。

しかしながら、救済措置として現在、経過措置の適用を受けている企業は、企業が自主的に定めている計画期間まで監理銘柄として市場に残ることができる。経過措置適用企業数は減少しているものの、いまだ269社が基準を満たしていない状態である。さらに、未達企業が特に多い流通株式時価総額または時価総額を大きくするためには、基本的に企業業績の拡大とともに、当期利益を継続的に増加させていくこと等が不可欠である。多くの企業は計画期間の期限を2025年から2027年に設定しており、残された時間は長くない。基準達成に向けた取り組みを継続しつつ、期限内に適合できなかった場合には、上場廃止に備え既存株主の利益を守る対応について検討することも現実的に必要である。

以上

お願い) 本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。